

# 専用利用上のお願い(平成29年度)

## ◇ 共通事項 ◇

### 1. 休園日等

- ① 水曜日を休園とします。又、12月29日(金)から翌年1月3日(水)まで休園とします。  
但し、水曜日か国民の祝日に関する法律に規定する休日の時は、その前日。  
しかし、メンテナンス上やむをえない場合、グラウンドコンディション不良の場合、予め市長の承認を得て別に休園日を定め、又は、休園日に開園することや利用の制限や中止を行うことがあります。
- ② 整備期間等。芝生育成、グラウンド整地等のためインフィールドの使用制限期間は次の通りです。  
陸上競技場 <1>平成29年 3月 1日(水)から 4月28日(金)トラックのみの使用は可能です  
<2>平成29年 8月 28日(月)から 9月30日(土)トラックのみの使用は可能です  
その他、必要に応じて利用を制限させていただく場合があります。
- ③ **利用申請書は、必ず、利用日の一週間前までにお願いたします。仮押さえ等されていても、申請書受付が無ければご利用できません。ご注意ください。**

### 2. 開園時間

8時30分～21時00分（但し専用利用申請があり、受付された場合は22時00分まで）

### 3. その他

- ① 利用時間には準備・片付け・清掃等の時間を含みます。
- ② 利用後は、利用前の状態に回復をお願いします。
- ③ 場内にはゴミ箱を設置しておりません。ゴミは利用団体でお持ち帰りください。
- ④ 利用終了後は、**室内外の清掃をお願いします。**
- ⑤ 競技場内・観覧席は禁酒・禁煙です。**喫煙は指定場所**にてお願いします。
- ⑥ 観覧席には、ペットの同伴はご遠慮下さい。
- ⑦ 自家用車で御来場の場合は、相乗りをお願いします。
- ⑧ 物品を販売されるときは、事前にご連絡ください。  
(担当は、庄原市都市整備課となります。許可を得られたら、公園までご一報ください。)
- ⑨ ご利用日の1週間前までに必ずご来園の上打ち合わせをお願いします。  
遠方から申請の場合は、スタッフにご相談ください。
- ⑩ 上記③から⑥の事項については、必要に応じて大会関係者・観戦者等にお知らせください。  
円滑な運営のため、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。  
ご不明な点がございましたら、打合せ時またはお電話にてお問合せ下さい。

## ◇ 施設別事項 ◇

### ① 陸上競技場

- \* 設備の使用または用器具の出し入れの際は、その都度当方の**スタッフの立会い**をお申し出ください。
- \* 砲丸投げ種目は、必ず砲丸投げ用ピットを使用してください。(ピット以外ではできません。)
- \* **芝生保護のためハンマー投げ、槍投げ、円盤投げは、専用利用のみ利用できます。**  
県規模の競技会では、1年に2大会程度とします。
- \* **陸上競技での投てき競技、練習は必ず指導者が立ち会ってください。**  
(指導者が不在の場合は使用の許可をいたしません。)
- \* **競技場は全天候型であるので、スパイクピンは9mm以下とする。ただし、走高跳・棒高跳・やり投げについては**

12mm以下とする。

② 球技場

- \* 利用許可基準は競技大会、試合、講習会、合宿など。
- \* 次の通りインフィールドでの1日あたりの利用時間は下記の通り設けます。(試合時間のみ)

サッカー	高校生以上男子	合計 180 分以内
	中学生以下、シニア、 高校生以上女子	合計 270 分以内
ラグビー	高校生以上	1 週間 6 試合まで (合計 180 分以内)

- \* 指定箇所に人工芝を設置していただきます。(人工芝は当グラウンドにあります。)
- \* ラインは珪藻土のみを使用してください。珪藻土については実費で斡旋します。(1袋4,500円)
- \* アップはメインスタンド前の人工芝部分を使用してください。
- \* 県内大会以下の規模の大会時の副審は、アップシューズで行ってください。
- \* サッカーゴールの使用については、スタッフの指示を受けてください。
- \* 芝生保護のため利用制限を行うことがあります。
- \* **スパイクシューズで建物内を歩行しないでください。(ロビーの通り抜け禁止)**
- \* ユニホームへの着替えは更衣室ならびにスタンドでお願いします。
- \* 利用後のライン消しは、スタッフの指示に従ってください。
- \* 試合以外では、サッカーネットに向けてボールを蹴ったり打ったりしないで下さい。
- \* 備え付けのゴールを使用してください。(一般用 1組 少年用 2組)
- \* ゴールネットは第二器具庫(グラウンドへ向かって左側)にあります。使用後は元の場所に収めてください。
- \* 場内にテントなどの設置を希望される時は、事前にご相談ください。
- \* 場内での火気の使用はできません。
- \* 使用後の競技運営室、審判控室等の清掃は必ず行ってください。

◇ 利用料減免利用の扱い ◇

利用料減免による利用については、必ず事前に打合せを行っていただき、所定の手続きをお願いします。  
(詳細は、スタッフにお問い合わせください)

いずれにしても、使用責任者はスタッフとの事前打ち合わせをご利用日の1週間前までに必ず行ってください。

ご不明の点につきましては、スタッフにお気軽にお尋ねください。

庄原市上野総合公園指定管理者  
特定非営利活動法人 ポラーノ  
上野総合公園陸上競技場管理事務所 担当 重森、瀧口、林  
〒727-0004 庄原市新庄町 394  
TEL 0824-72-7201 Fax 0824-72-7229  
Email : [polano@ueno.npo-polano.or.jp](mailto:polano@ueno.npo-polano.or.jp)  
HP <http://ueno.npo-polano.or.jp/>